

荒川区民営自転車駐車場育成補助金要綱

昭和61年4月1日制定
平成3年4月1日一部改正
平成11年10月1日一部改正
平成29年11月1日一部改正
平成31年1月1日一部改正

(通則)

第1条 民営自転車駐車場育成補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、荒川区補助金等交付規則(昭和62年荒川区規則第27号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、荒川区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(平成9年荒川区条例第40号。以下「条例」という。)第36条の規定に基づき、補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する民営自転車駐車場(以下「駐車場」という。)の設置者(旅客鉄道事業者を除く。次条において同じ。)とする。

- (1) 駐車場の位置が鉄道からおおむね300メートル以内の地域にあること。
- (2) 駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること。
- (3) 駐車場の収容能力がおおむね自転車50台分以上あり、通勤又は通学のため、住居と当該駐車場との往復に自転車を利用する者の自転車を主として収容するものであること。
- (4) 当該駐車場が継続して3年以上運営されること。

(補助金の交付)

第4条 区長は、駐車場の設置者に対し、別表に定める額の補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、民営自転車駐車場育成補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定により提出された申請書に基づき、当該内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民営自転車駐車場育成補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するもの

とする。

（補助事業の変更）

第7条 補助金交付の決定を受けた者は、補助金交付決定後、駐車場の申請内容に変更があったときは、速やかに民営自転車駐車場育成補助金事業変更届（第3号様式）を、区長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助金交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに民営自転車駐車場育成補助金事業実績報告書兼完了届（第4号様式。以下「実績報告書」という。）を、区長に提出しなければならない。

（補助金の交付確定）

第9条 区長は、前条の規定により提出された実績報告書に基づき、当該内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民営自転車駐車場育成補助金交付確定通知書（第5号様式）により、補助金交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、民営自転車駐車場育成補助金交付請求書（第6号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第11条 区長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当したときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- （1）この要綱の規定に従わなかったとき。
- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

（立入検査）

第12条 区長は、この要綱の規定を施行するために必要な範囲において、補助金の交付決定を受けた者から報告を求め又は職員に当該駐車場の立入検査をさせることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

別表(第4条関係)

種 別	補 助 金 の 交 付 額
建 設 費	下記の計算式により求められた標準建設費又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内 (標準建設費計算式) 1 平置式駐車場 収容台数1台につき、単価21,000円を乗じて得た額 2 立体式駐車場 収容台数1台につき、単価42,000円を乗じて得た額

注1 標準建設費又は建設に要した経費が30万円未満の場合は、補助金の対象としない。

注2 平置式駐車場にあつては200万円、立体式駐車場にあつては400万円を交付額の限度とする。

第1号様式（第5条関係）

民営自転車駐車場育成補助金交付申請書

年 月 日

荒 川 区 長 殿

申請者 住 所

氏 名

民営自転車駐車場育成補助金を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の内容 別紙 補助事業計画書記載のとおり
- 2 補助金交付申請額
- 3 添付書類
 - (1) 民営自転車駐車場育成補助金事業計画書
 - (2) 予算見積書
 - (3) 設計図
 - (4) その他区長が必要と認める書類

※ 申請人が法人等にあつては、名称、主たる事務所及び代表者の氏名を記入

連 絡 先
担当者名
電 話

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

民営自転車駐車場育成補助金交付決定通知書

様

荒川区長



年 月 日付で申請のあった民営自転車駐車場育成補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業の内容

年 月 日付民営自転車駐車場育成補助金交付申請書の補助事業の内容記載欄のとおりとする。

2 補助金交付予定額

円

3 補助条件

次の条件に従わなければならない。

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ所定の様式により、区長の承認を受けなければならない。
 - ① 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - ② 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ③ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに所定の様式により区長に報告し、その指示に従わなければならない。

第3号様式（第7条関係）

民営自転車駐車場育成補助金事業変更届

年 月 日

荒 川 区 長 殿

申請者 住 所

氏 名

㊞

民営自転車駐車場育成補助金事業の申請内容に変更があったので、下記のとおり届けます。

記

1 変更内容

第4号様式（第8条関係）

民 営 自 転 車 駐 車 場 育 成 補 助 事 業
実 績 報 告 書 兼 完 了 届

年 月 日

荒 川 区 長 殿

住 所
氏 名

㊞

年 月 日付 第 号で通知を受けた、民営自転車駐車場育成補助金に係る補助事業が完了いたしましたので、実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の成果 別紙 補助事業実績報告書のとおり
- 2 添 付 書 類
 - (1) 民営自転車駐車場育成補助事業実績報告書
 - (2) 領収書等証拠書類
 - (3) その他区長が必要と認める書類

※補助事業者が法人等にあつては、名称、主たる
事務所及び代表者の氏名を記入

第 5 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

民営自転車駐車場育成補助金交付確定通知書

様

荒川区長



年 月 日付 第 号により交付決定した、民営
自転車駐車場育成補助金について、下記のとおり補助金額が確定したので、別
添「民営自転車駐車場育成補助金交付請求書」を提出してください。

記

1 民営自転車駐車場育成補助金交付確定額

金 円

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

民営自転車駐車場育成補助金交付請求書

年 月 日

荒 川 区 長 殿

補助事業者

住 所

氏 名

⑩

年 月 日付 第 号により交付確定通知を受けた民営自転車駐車場育成補助金について、下記のとおり請求いたします。

記

一、 金 円